



1 多面的機能支払制度の改正について

平成 29 年度の制度改正に伴い、主な内容を紹介します。

(1) 経理区分の一本化が可能（これまでの方法でも可能）

これまで、農地維持・資源向上（共同）と資源向上（長寿命化）の金銭出納簿は分けておりましたが、一本化することが可能となりました。ただし、一本化するには規約の改正（総会の権能及び資金）が必要となります。【通帳は、1冊又は2冊でも可能】

また、【活動記録簿】は、これまでと多少異なります。（別添のとおり：様式第1-6号）

なお、**【金銭出納簿】は、「支出費目別金額」の集計が追加（1日当、2購入・リース等、3外注費、4その他）されました。**当協議会で配布している「**多面的機能支払交付金活動支援システム**」Ver.1.4のみが対応しておりますので、システム以外は、別様式で作成して下さい。（別添のとおり：様式第1-7号 経理区分を一本化する場合）

（別添のとおり：様式第1-7号 経理区分を一本化しない場合）

なお、平成 29 年度以降の交付金から、農地維持及び資源向上（共同）の活動計画書に定めた活動を適切に実施した上で、資源向上（長寿命化）の活動に使用できるようになりました。これまで、上限 3 割までの運用となっておりましたが、その上限が撤廃されました。

詳細は、市町村及び最寄りの県の現地機関等にお問合せ下さい。

(2) 畑地化した田の交付単価の経過措置

活動期間中に田を畑地化した場合、農地維持支払の交付単価が「田」の単価が適用されます。

なお、計画変更で活動期間を延長した場合は、当初の活動期間のみとなります。

(3) 多面的機能の増進を図る活動に、「広報活動」が要件化

新たに「多面的機能の増進を図る活動」に取り組む組織は、遊休農地の有効活用等の従来の活動に加え、「広報活動」が必須の要件となりました。

ただし、対象農用地が「地域振興立法 8 法に該当」又は、「農林統計の農業地域類型区分の中間農業地域と山間農業地域」に含まれる活動組織は除外となりますので、市町村に確認をお願いします。

2 多面的機能支払交付金の「実施状況報告書」について

各活動組織においては、平成28年度の「実施状況の取りまとめ」ご苦労様でした。

平成29年度の報告に当たり、今後も適切な事務処理をお願いします。

当協議会では市町村からの依頼を受け、約1,000組織の「実施状況報告書」の内容を確認しました。

主に、「活動計画書」に記載している〈活動計画と活動記録が一致しているか〉、を確認しました。

今年度も各組織においては〈活動計画書を再確認し、「どんな活動をいつ」しなければならぬか、活動時期を逸することのないよう把握しておくことが重要〉です。

なお、下記に主な留意点をまとめましたので参考としてください。

- ① 次年度への持越し額がある場合は、備考欄に使用時期と使用内容を明確に記入。
- ② 活動をしなかった時は、「実施」欄が【●】になりますが、備考欄に理由等を記入。
- ③ 「事務・組織運営の研修」は、書類作成、申請手続き及び組織運営に関するものが対象。
- ④ 「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」は、毎年実施のため選択活動は必須。
- ⑤ 「農村環境保全活動」の、計画策定は選択テーマを全て策定、啓発・普及及び実践活動は選択テーマから1つ以上実施。
- ⑥ 「多面的機能の増進を図る活動」で、農村環境保全活動の幅広い展開の「農村環境保全活動を1テーマ追加」を選択した場合は、上記の活動は2つ以上のテーマが必須。(この増進を図る活動に取組まない場合は、単価は5/6を乗じた額。)
- ⑦ 「施設の長寿命化のための活動」について、当該年度の実績で「完成数量」がある場合は、補修を除き「財産管理台帳」の整備が必要。
- ⑧ 資源向上(長寿命化)の交付単価が、「直営施工」の前提で満額となっている場合は、活動記録簿に、直営施工した内容の記載が必要。
- ⑨ 研修参加者は研修に参加していない構成員に、研修内容を伝達することが必要。
- ⑩ 立替金の精算は、収入欄をマイナス(-)で処理。

なお、各活動の具体的な内容については、「多面的機能支払交付金の活動の解説(緑色)」をご覧ください。

3 「交付金の使途に係る留意事項」について

平成29年度版の多面的機能支払交付金の「交付金の使途に係る留意事項」を作成し、同封しましたので参考としてください。

主な見直しは以下のとおり。

- ① 日当及び賃金単価の見直し
- ② 「参考資料」として、項目別使途の範囲の考え方の補足を追加
 - ※ 今年度の実施状況報告書の「金銭出納簿」から、費目毎に集計をする必要から具体例を掲載。（別添のとおり）

4 「現地指導専門員」の担当市町村が変更となりました

小山隆一（県南部及び沿岸南部担当）が年度末で退職し、今年度から現地指導専門員が2名体制となりました。

これに伴い、担当市町村のエリアを変更しましたので、よろしくお願いします。

なお、下記以外の市町村はこれまでどおりです。

【新道敬】現地指導専門員の新たな担当市：花巻市

【佐藤昭】現地指導専門員の新たな担当市町：一関市、平泉町
大船渡市、陸前高田市、住田町
釜石市、大槌町

【お問い合わせ先】 岩手県多面的機能支払推進協議会事務局
（岩手県土地改良事業団体連合会内）
〒020-0866 岩手県盛岡市本宮 2-10-1
TEL 019-631-3207 FAX 019-631-3260
担当者：竹田、小澤